

参考資料

1 環境に関する条例

- (1) 釧路市環境基本条例
- (2) 釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例

2 公害に係る環境基準

- (1) 大気汚染に係る環境基準
- (2) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準
- (3) 水質汚濁に係る環境基準
- (4) 騒音に係る環境基準
- (5) 振動に係る環境基準
- (6) 地下水の水質汚濁に係る環境基準
- (7) 土壌の汚染に係る環境基準
- (8) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準

3 排出基準

- (1) 大気汚染防止法
- (2) 水質汚濁防止法
- (3) 騒音規制法
- (4) 振動規制法
- (5) 悪臭防止法
- (6) ダイオキシン類対策特別措置法
- (7) 釧路市公害防止条例

4 大気・水質に関する測定データ等

- (1) 大気汚染常時監視測定結果
- (2) 風向風速測定結果
- (3) 公用用水域水質測定結果

5 公害防止協定に基づく立入調査結果

- (1) 日本製紙株式会社釧路工場
- (2) 王子マテリア株式会社釧路工場
- (3) 釧路コールマイン株式会社

6 用語解説

7 環境行政のあゆみ（年表）

1 環境に関する条例

(1) 釧路市環境基本条例

平成17年10月11日
釧路市条例第128号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等（第7条—第9条）

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第10条—第29条）

第4章 地球環境保全及び国際協力（第30条・第31条）

第5章 環境審議会（第32条）

附則

釧路市は、広大な太平洋に臨み、タンチョウをはじめ多くの野生生物が生息する国際的にも貴重な釧路湿原などのすぐれた自然にいだかれ、そのかけがえのない環境から絶えることなく豊かな恵みを受けつつ、今日まで発展してきた。

一方、今日の私たちの社会は、豊かさや利便性が高まった反面、日常生活や経済活動等の人の営みが拡大し、大量の資源やエネルギーが消費され、環境への負荷が増大し、その影響は地域の環境のみならず、今や人類の生存基盤である地球環境全体に及ぶまでに至った。

もとより、すべての市民は、環境からの恵沢を受け良好な環境の下に生活する権利を有しており、将来にわたりこの環境を健全で恵み豊かなものとして次の世代に引き継いでいくことは、私たちの願いであり、また、責務でもある。

このため、私たちは、地域の自然環境や生活環境を良好なものとするとともに、環境への負荷を増大させている現在の経済社会構造のあり方や生活様式を見直し、かけがえのない地球に生きるものの一員としての自覚の下に地球環境の保全に貢献していかなければならない。

このような考え方立って、市、事業者及び市民のすべてが、環境の問題を自らの課題として認識し、それぞれの責任の下に相互に連携しながら役割を果たしていくことにより、環境への負荷を低減するとともに、循環を基調とした持続的発展が可能な社会をつくるため、釧路市環境基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動

による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していく目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべての者がそれぞれの責任を認識し、公平な役割分担の下、自主的かつ相互に連携協力して推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が実現されるように行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するうえで重要であることから、すべての者が自らの課題であることを認識し、日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、市民の意見を適切に反映して、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、自ら率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、廃棄物となった場合に適正な処理が図られるように必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動において再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に關し、環境に与える影響を認識し、自ら環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、廃棄物の適正処理及び排出の抑制、資源やエネルギーの節減及び環境への負荷の低減に資する製品等の利用に努めなければならない。

2 前項に定めるものほか、市民は、その日常生活において、環境に与える影響を認識し、自ら環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等
(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、大気、水、土壤等を良好な状態に保持すること。
- (2) 人と自然との共生を図るため、生物の多様性を保全するとともに、湿原、水辺地等多様な自然環境を適正に保全すること。
- (3) 地域の特性を生かした良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保全等により、潤い、ゆとり、安らぎ等心の豊かさが感じられる環境を確保すること。
- (4) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的利用並びにエネルギーの有効利用等により、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図ること。
- (5) 地球環境保全のため、地域における環境への負荷の低減を進めるとともに、国際協力を推進すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱その他必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を適切に反映するとともに、釧路市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(釧路市環境白書)

第9条 市長は、毎年、環境の現況及び環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにするため、釧路市環境白書を作成し、公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策
(市の事業に係る環境への配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施に当たっては、環境への負荷が低減されるよう、十分に配慮するものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第12条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造に資する措置をとることを促進するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるも

のとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るために、特に必要があるときは、市民又は事業者に適正な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

(環境影響評価)

第13条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

第14条 市は、廃棄物処理施設、下水道その他の環境の保全上の支障を防止するための施設の整備を推進するよう努めるものとする。

2 市は、公園、緑地等の公共的施設の整備その他の快適な環境の維持及び創造に資する事業を推進するよう努めるものとする。

(市民及び事業者の活動の促進)

第15条 市は、市民及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び学習の推進)

第16条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深め、自発的に活動することを促進するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習（以下「環境教育及び学習」という。）の推進に努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、特に将来を担う世代について、積極的に環境教育及び学習を推進するよう努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第17条 市は、市民及び事業者の自発的な活動の促進並びに環境教育及び学習の推進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を収集し、これを適切に提供するよう努めるものとする。

(調査研究の実施)

第18条 市は、環境に関する現状を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な調査研究の実施及びその成果の活用に努めるものとする。

(監視等の体制整備)

第19条 市は、環境に関する現状を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定及び検査等の体制の整備に努めるものとする。

(自然環境の保全)

第20条 市は、タンチョウ、シマフクロウその他野生生物の保護管理並びに釧路湿原、春採湖をはじめとする湿原、森林、水辺地その他の多様な自然環境の保全及び適正な利用の促進が図られるように努めるものとする。

(公害の防止)

第21条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全が図られるよう、公害を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(快適な都市空間の形成)

第22条 市は、安らぎと潤いのある快適な都市空間の形成を図るため、歴史的文化的遺産の保全及び水辺の

整備等必要な措置を講ずるものとする。

(良好な景観の形成)

第23条 市は、自然と調和した、地域の特性を生かした良好な景観を形成するために必要な措置を講ずるものとする。

(緑化の推進)

第24条 市は、緑豊かな生活環境の確保が図られるよう、緑化を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(都市美化の推進)

第25条 市は、ごみの投棄や散乱の防止等都市美化を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の発生の抑制及び資源の循環的利用等の推進)

第26条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の発生の抑制及び適正処理、資源の循環的利用並びにエネルギーの有効利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の発生の抑制及び適正処理、資源の循環的利用並びにエネルギーの有効利用に努めるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用が促進されるように努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との連携協力)

第27条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たり、国、他の地方公共団体等との連携協力を努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、釧路湿原の保全等特に広域的に取り組む必要があるときは、関係する地方公共団体等との連携協力を努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第28条 市は、その機関相互の施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第29条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

第4章 地球環境保全及び国際協力

(地球環境保全の推進)

第30条 市は、地球環境保全に資するため、地球温暖化の防止、生物の多様性の保全等に関する施策の積極的な推進に努めるものとする。

(国際協力の推進)

第31条 市は、国及び他の地方公共団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

2 市は、特に自然環境保全に関し、国際機関、国及び他の地方公共団体その他関係する団体等と連携して、情報交換、調査研究及び人材交流等を行うことにより国際協力の推進が図られるように努めるものとする。

第5章 環境審議会

(釧路市環境審議会)

第32条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、釧路市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、市長が委嘱し、又は任命する委員18人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

6 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に調査委員を置くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(2) 釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例

平成17年10月11日
釧路市条例第132号

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 廃棄物減量等推進審議会（第7条）
- 第3章 一般廃棄物（第8条～第16条）
- 第4章 市が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格（第17条）
- 第5章 廃棄物処理手数料（第18条～第20条）
- 第6章 一般廃棄物処理業等の許可（第21条～第23条）
- 第7章 補則（第24条）
- 第8章 罰則（第25条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、及び再利用を促進し、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (2) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 再利用 利用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (4) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。
- (5) 再生品 主に再生資源を用いて製造され、又は加工された製品をいう。

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により、廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、市民及び事業者の廃棄物の減量に関する自主的な活動に対し、必要な支援を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

4 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意見を施策に反映するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、再生資源及び再生品を利用すること

により、廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物の再利用を促進することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 4 事業者は、過剰な包装を避けるよう努めるとともに、包装容器の回収に努めなければならない。
- 5 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に關し、市の施策に協力しなければならない。
（市民の責務）

第5条 市民は、再生品や再生可能な商品を選択すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 市民は、再利用を促進するため、集団資源回収等の自主的な活動に参加すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。
- 3 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に關し、市の施策に協力しなければならない。

（清潔の保持）

第6条 土地又は建物の占有者（占有者がない場合は、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保持するため、清掃の実施に努めなければならない。

- 2 土地又は建物の占有者は、その占有し、又は管理する場所にみだりに廃棄物が捨てられないよう適正な管理に努めなければならない。
- 3 何人も、公園、広場、道路その他の公共の場所に、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第2章 廃棄物減量等推進審議会

（廃棄物減量等推進審議会）

第7条 本市における廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議するため、釧路市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

3 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 専門の事項を審議するため、審議会に専門部会を置くことができる。

第3章 一般廃棄物

（一般廃棄物処理計画）

第8条 市は、一般廃棄物処理計画（法第6条第1項の規定により定める計画をいう。以下同じ。）に基づき、適正な一般廃棄物の処理を行うものとする。

（一般廃棄物の処理に関する基本的事項の告示）

第9条 市長は、土地又は建物の占有者及び事業者が一般廃棄物の適正な処理を容易にできるよう、一般廃棄物処理計画のうち、市の処理する一般廃棄物について、次に掲げる基本的事項を告示するものとする。これらに変更があったときも、また同様とする。

- (1) 廃棄物の種類
- (2) 分別の方法
- (3) 排出方法
- (4) 処理施設

(5) 受入れ時間

(6) その他必要な事項

(市が処理する一般廃棄物)

第10条 市は、家庭系廃棄物を処理するものとする。
ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。

2 市は、事業系一般廃棄物の処分を行うものとし、事業系一般廃棄物（し尿を除く。）の収集及び運搬は行わないものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、事業系一般廃棄物の収集及び運搬を行うことができるものとする。

3 前項ただし書の場合においては、次条及び第18条の規定を準用する。

(市が処理する一般廃棄物の排出方法)

第11条 市が処理する家庭系廃棄物のうち可燃ごみ及び不燃ごみは、次に掲げる方法により排出しなければならない。

(1) 可燃ごみ及び不燃ごみ（次号に規定する粗大ごみを除く。別表第1において同じ。）は、市長が指定するごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）に入れること。

(2) 指定ごみ袋に入らない可燃ごみ及び不燃ごみ（以下「粗大ごみ」という。）は、粗大ごみごとに市長が指定するごみ処理券（以下「ごみ処理券」という。）を張り付けること。

(適正処理困難物の指定)

第12条 市長は、市の処理する一般廃棄物のうちから、製品、容器等で、市的一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が困難となっているものを、適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、前項の適正処理困難物となる製品等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その回収等の処置を講ずるよう必要な協力を求めることができる。

(排出禁止物)

第13条 土地又は建物の占有者は、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に際して支障があるもの等市長が別に定める廃棄物を排出してはならない。

(一般廃棄物の管理等)

第14条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、分別し、保管し、及び市長の指定する方法で排出し、収集されるまでこれを管理しなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、一般廃棄物を保管し、又は排出するときは、規則で定める基準に従い、環境衛生及び収集作業に支障がないようにしなければならない。

(一般廃棄物の管理等に対する指示)

第15条 市長は、前条の規定による一般廃棄物の管理等が、環境衛生又は収集作業に支障があると認めるとときは、その改善を指示することができる。

(多量の廃棄物の排出者に対する指示)

第16条 市長は、多量の事業系一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に

関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

2 市長は、多量の家庭系廃棄物を生ずる排出者に対し、当該家庭系廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

第4章 市が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格

第17条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

(1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。）又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に

関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

第5章 廃棄物処理手数料
(一般廃棄物処理手数料)

第18条 市が一般廃棄物の処理をする場合で、別表第1に掲げる取扱区分の処理に該当するときは、同表により算定した額（汚水処理手数料の項にあっては、その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の手数料を徴収する。

2 前項の手数料の徴収の方法は、規則で定める。

第19条 削除
(手数料の減免)

第20条 市長は、災害その他特別の事情があると認めたときは、第18条第1項の手数料を減免することができる。

第6章 一般廃棄物処理業等の許可
(一般廃棄物処理業の許可)

第21条 市長は、法第7条の規定により一般廃棄物処理業の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 前項の規定により許可証の交付を受けた者がこれを破損し、又は紛失したときは、許可証の再交付を受けなければならない。

（浄化槽清掃業の許可）

第22条 前条の規定は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条の規定による浄化槽清掃業の許可について準用する。
(許可申請手数料)

第23条 法第7条の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者、浄化槽法第35条の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者及び第21条第2項又は前条において準用する同項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、別表第3に定める手数料を納入しなければならない。

2 既納の手数料は、還付しない。

第7章 補則
(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則
(過料)

第25条 偽りその他不正の行為により、この条例に定めた手数料を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以内の過料に処する。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例（平成6年釧路市条例第36号）、阿寒町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成7年阿寒町条例第8号。以下「合併前の阿寒町条例」という。）又は音別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成8年音別町条例第5号）（以下これらを「合併

前の条例」という。）の規定により交付された一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可証は、当該一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可証の有効期間の満了する日までの間は、第21条第1項（第22条において準用する場合を含む。）の規定により交付された一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可証とみなす。

3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった手数料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

4 合併前の阿寒町の区域については、市は、施行日から平成18年3月31日までの間は、第10条第2項の規定にかかわらず、し尿のほか事業系一般廃棄物の収集及び運搬を行うものとする。この場合において、事業系一般廃棄物（し尿を除く。）の収集、運搬及び処分に係るごみ処理手数料並びに排出方法は、第10条第3項の規定にかかわらず、合併前の阿寒町条例（同条例に基づく規則を含む。）の例による。

5 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成17年12月13日条例第299号）
この条例は、規則で定める日から施行する。
(規則で定める日 平成17年12月15日規則第284号により平成17年12月17日)

附 則（平成18年3月24日条例第19号）
この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日条例第10号）
この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日条例第22号）
この条例は、規則で定める日から施行する。
(規則で定める日 平成19年5月21日規則第79号により平成19年8月1日)

附 則（平成20年12月12日条例第53号）
この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月18日条例第1号）抄
この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月13日条例第39号）
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日条例第13号）
この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第18条関係）

手数料の種類	取扱区分	手数料の額
ごみ処理手数料	家庭系廃棄物のうち可燃ごみ及び不燃ごみ並びに粗大ごみを処理するとき。	(指定ごみ袋1枚につき) (1) 6リットル用 15円 (2) 10リットル用 25円 (3) 20リットル用 50円 (4) 30リットル用 75円 (5) 40リットル用 100円
	粗大ごみ(指定ごみ袋に入らないとき。)	ごみ処理券1枚につき375円
	市長の指定する施設に自ら搬入した一般廃棄物のうち可燃ごみ及び不燃ごみ並びに粗大ごみを処分するとき。	(1) 10キログラムまで 80円 (2) 10キログラム超過分10キログラムまでごと(5キログラム未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に80円
し尿処理手数料	し尿を収集し、運搬し、及び処分するとき。	(1回につき) (1) 100リットルまで 650円 (2) 100リットル超過分20リットルごと(20リットル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に130円
汚水処理手数料	市長の指定する施設に搬入された浄化槽汚泥等の汚水を処分するとき。	1リットルごとに6.75円

別表第2（第23条関係）

手数料の種類	手数料の額
許可申請手数料	15,000円
許可証再交付手数料	2,000円

2 公害に係る環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	昭和48年5月16日 環境庁告示第35号
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	昭和48年5月8日 環境庁告示第25号
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	昭和53年7月11日 環境庁告示第38号

- 備考 1 環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
 2 浮遊粒子物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
 3 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート(PAN)その他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

[参考] 環境基準による大気汚染の評価

大気汚染物質	評価区分	環境基準達成状況の判断
二酸化硫黄	短期的評価	1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
	長期的評価	日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
一酸化炭素	短期的評価	1日平均値が10ppm以下であり、かつ、8時間平均値が20ppm以下であること。
	長期的評価	日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
浮遊粒子状物質	短期的評価	1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
	長期的評価	日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし1日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
光化学オキシダント	短期的評価	昼間の1時間値で評価し、これが0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	長期的評価	日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。

- 備考 1 短期的評価とは、連続して又は隨時に行なった測定結果を評価するもので、測定を行なった日又は時間について評価する。なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を超える場合には評価対象としない。
 2 長期的評価(光化学オキシダントを除く。)とは、年間にわたる測定結果を評価するもので、1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2パーセントの範囲内にあるものを除外して評価を行う。
 3 二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価は、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98パーセントに相当するものについて評価する。なお、1時間値の欠測が4時間を超える1日平均値は用いない。また、年間測定時間が6,000時間未満の測定局は評価対象としない。

(2) 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境基準(環境上の条件)	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月4日 環境庁告示第4号
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	平成13年4月20日 環境省告示第4号

- 備考 1 環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
 2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係わるものであることに鑑み、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

(3) 水質汚濁に係る環境基準

① 人の健康の保護に関する環境基準

昭和46年12月28日環境庁告示第59号

改正 平成25年3月27日環境省告示第30号

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/1以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/1以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/1以下
鉛	0.01mg/1以下	トリクロロエチレン	0.03mg/1以下
六価クロム	0.05mg/1以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下
砒素	0.01mg/1以下	1, 3-ジクロロプロパン	0.002mg/1以下
総水銀	0.0005mg/1以下	チウラム	0.006mg/1以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/1以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/1以下
ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	ベンゼン	0.01mg/1以下
四塩化炭素	0.002mg/1以下	セレン	0.01mg/1以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/1以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/1以下	ふつ素	0.8mg/1以下
シスー1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/1以下	ほう素	1mg/1以下
		1, 4-ジオキサン	0.05mg/1以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンは最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、公定法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界値を下回ることをいう。

3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。

4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、公定法により測定された硝酸イオン濃度に換算係数0.2259を乗じたものと公定法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

② 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川（湖沼を除く。）

(ア) 生活環境項目

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/1以下	25mg/1以下	7.5mg/1以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級、水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/1以下	25mg/1以下	7.5mg/1以上	1, 000MPN/ 100ml以下
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/1以下	25mg/1以下	5mg/1以上	5, 000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/1以下	50mg/1以下	5mg/1以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/1以下	100mg/1以下	2mg/1以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/1以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/1以上	—

- 備考 1 基準値は日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- (注) 1 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級 ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産 2 級 サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産 3 級 コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ) 水生生物の保全に係る水質環境基準

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	0.001mg/l 以下	0.03mg/l 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	0.0006mg/l 以下	0.02mg/l 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	0.002mg/l 以下	0.05mg/l 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	0.002mg/l 以下	0.04mg/l 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

<参考>本市河川の類型指定状況

対象水域	該当類型	達成期間	備 考
釧路川下流(2) (釧路取水口及び茂雪裡川合流点から下流)	B 生物A	ロ イ	昭和47年4月1日 北海道告示第1093号 一部改正
釧路川下流(3) (新釧路川への分派点から下流)	E 生物A	ロ イ	平成13年5月7日 北海道告示第820号 (水生生物)
阿寒川下流 (舌辛川合流点から下流)	B	イ	平成23年6月7日 北海道告示第402号
別途前川（全域）	E	ハ	昭和48年3月15日 北海道告示第642号

(注) 達成期間の分類 イ 直ちに達成 ロ 5年以内で可及的速やかに達成 ハ 5年を超える期間で可及的速やかに達成

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万m³以上で、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

(ア) 生活環境項目

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量(COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	1mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN /100ml 以下
A	水道2、3級、水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	5mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN /100ml 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	15mg/l以下	5mg/l以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l以上	—

備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
 2 水道1級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2、3級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級 ヒメマス等貧栄養湖の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級 サケ科魚類及びアユ等富栄養湖の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 水産3級 コイ、フナ等富栄養湖の水域の水産生物用
 4 工業用水1級 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ) 窒素・りん

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l以下	0.005mg/l以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l以下	0.01mg/l以下
III	水道3級（特殊なものを）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l以下	0.03mg/l以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下
V	水産3種、工業用水 農業用水、環境保全	1mg/l以下	0.1mg/l以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。

- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

- 3 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
 2 水道1級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

- 3 水産1種 ヒメマス等貧栄養湖の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2種 サケ科魚類及びアユ等富栄養湖の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3種 コイ、フナ等富栄養湖の水産生物用
 4 環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

<参考>本市湖沼の類型指定状況

対象水域	該当類型	達成期間	備考
春採湖（全域）	湖沼B V	ハ ハ	昭和59年11月29日 北海道告示第2062号
阿寒湖（全域）	III	イ	昭和61年1月13日 北海道告示第44号

(注) 達成期間の分類 イ 直ちに達成 ハ 5年を超える期間で可及的速やかに達成

ウ 海域

(ア) 生活環境項目

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数 /100ml 以下	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/1以下	7.5mg/1以上	1,000MPN /100ml 以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/1以下	5mg/1以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/1以下	2mg/1以上	—	—

備考 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数物質量70MPN/100ml以下とする。

(注) 1 自然環境保全 自然探勝等の環境保全

2 水産1級 マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級 ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(4) 騒音に係る基準

① 騒音に係る環境基準（平成10年 環境庁告示第64号）

市長が騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域（平成24年3月30日 釧路市告示第93号）

ア 道路に面する地域以外の地域（一般地域）

(単位 デシベル)

類型	騒音規制法に基づく指定地域	昼間 6~22時	夜間 22~翌日6時
A	第1種区域及び第2種区域（都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。）	55以下	45以下
B	第2種区域（A類型の地域を除く。）		
C	第3種区域及び第4種区域（都市計画法に基づく工業専用地域を除く。）	60以下	50以下

イ 道路に面する地域

(単位 デシベル)

類型	騒音規制法に基づく指定地域	車線	昼間 6~22時	夜間 22~翌日6時
A	第1種区域及び第2種区域（都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。）	2車線以上	60以下	55以下
B	第2種区域（A類型の地域を除く。）	2車線以上		
C	第3種区域及び第4種区域（都市計画法に基づく工業専用地域を除く。）	1車線以上	65以下	60以下

(注) この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(単位 デシベル)

基準値		備考
昼間 6~22時	夜間 22~翌日6時	
70以下	65以下	個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る環境基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下。）によることができる。

- (注) 1 基準値は等価騒音レベル (LAeq)
 2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とすること。
 3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とすること。
 4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。
 5 「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、環境庁大気保全局長通知（平成10年9月30日付環大企第257号）で次のとおり定められています。
 (1)「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）等。
 (2)「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲が特定される。
 ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路15メートル
 ・2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路20メートル

ウ 航空機騒音に係る環境基準（昭和50年3月31日 北海道告示第949号）

地 域 の 類 型	基 準 値 (単位 WECPNL)
I	70 以下
II	75 以下

(注) 1 Iを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とし、IIを当てはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

- 2 $WECPNL = dB(A) + 10 \log_{10}N - 27$
 dB(A)とは、1日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、Nとは、午前0から午前7時までの間の航空機の機数をN₁、午前7から午後7時までの間の航空機の機数をN₂、午後7時から午後10時までの間の航空機の機数をN₃、午後10から午後12時までの間の航空機の機数をN₄とした場合における次により算出した値をいう。
 $N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$

②自動車騒音に係る要請限度（平成12年3月2日 総理府令第15号）

(単位 デシベル)

区 域 の 区 分	時間の区分	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌日6時)
A区域及びB区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65以下	55以下
A区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70以下	65以下
B区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びC区域のうち車線を有する道路に面する区域	75以下	70以下

(注) 幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表にかかわらず、特例として次表のとおり。

要 請 限 度	2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地境界から20メートルまでの範囲をいう。	
昼 間		
75以下	70以下	

(平成12年3月31日 北海道告示第522号)

都道府県知事が定める区域の区分	
A区域	昭和63年北海道告示第315号により騒音規制法に基づく規制地域として指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち、第1種区域及び第2種区域（第2種区域にあっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）
B区域	指定地域のうち、第2種区域（A区域として定める地域を除く。）
C区域	指定地域のうち、第3種区域（都市計画法に基づく用途地域の工業専用地域（以下「工業専用地域」という。）を除く。）及び第4種区域（工業専用地域を除く。）

(5) 振動に係る基準

道路交通振動に係る要請限度（昭和51年11月10日 総理府令第58号）(単位 デシベル)

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間 8～19時	夜 間 19～翌日8時
第 1 種 区 域	65以下	60以下
第 2 種 区 域	70以下	65以下

備考 時間及び区域については、昭和53年3月29日北海道告示第786号による。

- (注) 1 第1種区域～良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 2 第2種区域～住居の用に併せて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

(6) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成9年3月13日 環境庁告示第10号

改正 平成24年5月23日 環境省告示第85号

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg／1以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg／1以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg／1以下
鉛	0.01mg／1以下	トリクロロエチレン	0.03mg／1以下
六価クロム	0.05mg／1以下	テトラクロロエチレン	0.01mg／1以下
砒素	0.01mg／1以下	1, 3-ジクロロプロパン	0.002mg／1以下
総水銀	0.0005mg／1以下	チウラム	0.006mg／1以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg／1以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg／1以下
ジクロロメタン	0.02mg／1以下	ベンゼン	0.01mg／1以下
四塩化炭素	0.002mg／1以下	セレン	0.01mg／1以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg／1以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg／1以下

1, 2-ジクロロエタン	0.004mg／1以下	ふつ素	0.8mg／1以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg／1以下	ほう素	1mg／1以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg／1以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg／1以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸性イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本工業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

3 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2. 又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格日本工業規格K0125の5.1、5.2. 又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(7) 土壤の汚染に係る環境基準

平成3年8月23日環境庁告示第46号

改正 平成22年6月16日環境省告示第37号

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1lにつき0.05mg以下であること。
砒（ひ）素	検液1lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壤1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1lにつき0.002mg以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液1lにつき0.004mg以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液1lにつき0.02mg以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液1lにつき0.04mg以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1lにつき1mg以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1lにつき0.01mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液1lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1lにつき0.01mg以下であること。
ふつ素	検液1lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1lにつき1mg以下であること。

備考 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

(8) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準

平成11年12月27日 環境庁告示第68号

改正 平成21年3月31日 環境省告示第11号

- 1 環境基準は、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、同表の基準値の項に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準の達成状況を調査するため測定を行う場合には、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、ダイオキシン類による汚染又は汚濁の状況を的確に把握することができる地点において、同表の測定方法の項に掲げた方法により行うものとする。
- 3 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 4 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 5 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 6 土壤の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区分されている施設に係る土壤については適用しない。

媒 体	基 準 値	測定方法
大 気	0.6pg - TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質（水底の底質を除く）	1pg - TEQ / 1 以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg - TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壤	1,000pg - TEQ/g以下	土壤中に含まれるソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

※ 1pg（ピコグラム）は1兆分の1グラム

- 備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。